

札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務
委託契約候補者選考調書

札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務の委託契約候補者の案は、下記のとおりとする。

令和8年3月3日

契約候補者名

法人名	対象実施業務	年間委託予定額
特定非営利活動法人きなはれ	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務、拠点事業所業務、職業能力開発プロモーター配置業務及び就業体験実習実施業務を含む)	32,320,000 円
特定非営利活動法人コミュネット楽創	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	26,113,000 円
特定非営利活動法人スプラ	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	26,113,000 円
社会福祉法人札幌報恩会	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	26,113,000円

特定随意契約とする理由

札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。

候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュネット楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を実施している。

また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人すべてと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。

根拠法令等

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号